

# 改正道路交通法

令和6年5月24日公布

6月以内  
に施行

令和6年  
11月1日施行  
(予定)

✓携帯電話使用等  
✓酒気帯び運転  
罰則が新設!!

例) 携帯電話を手に持って、通話のために使用した。  
罰則：5万円以下の罰金（公安委員会規則）



罰則：6月以下の懲役または10万円以下の罰金

例) 酒気を帯びて（呼気0.15mg/ℓ以上）自転車を運転した。  
罰則：なし



罰則：3年以下の懲役または50万円以下の罰金

※酒酔い運転：5年以下の懲役または100万円以下の罰金（変更なし）

2年以内  
に施行

自転車の違反に  
✓反則通告制度  
が適用!!

## ■対象年齢

16歳以上 ※運転免許の有無は関係なし

## ■対象違反

一時不停止、携帯電話使用など ※約115種類

## ■反則金額（見込み）

5,000円～12,000円

※自転車関連の一部を抜粋した資料です。

埼玉県警察